農地法第３条許可申請について
（記載要領）

令和７年７月

熊谷市農業委員会事務局

【目　次】

項　目	ページ
農地の売買、贈与、貸借等の許可の概要	1
農地法第３条許可事務の流れ	2
農地法第３条申請書添付書類等一覧	3
農地法第３条の規定による許可申請書記載例	4～17
農地法第３条の申請書追加記載事項記載要領	18～24
別紙関係	26～32
新規就農関係	34～39
農地法第３条の規定による許可申請書の取下（取消）願	40～42

農地の売買、贈与、貸借等の許可の概要（農地法第３条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会事務局へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく方法もあります。
詳しくは熊谷市農業政策課にお問い合わせください。

○　農地法第３条の主な許可基準

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※　農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

※　農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります。）。

※ 下限面積要件（５０ａ 以上の農地面積を経営していること）は令和５年４月１日以降、撤廃となりました。その代わり農地を農地として利用していくために営農計画書及び確認書の提出が必要となります。新規で就農を希望される際は、まず農業委員会事務局まで御相談ください。

○　その他注意事項

以下の事項に該当するものは、事前に手続を済ませておいてください。（　）内は手続き先

- 農業者年金（経営移譲年金）受給者である場合　（農業委員会事務局）
- 国土利用計画法の手続を必要とする場合　（都市計画課）
- 公有地の拡大の推進に関する法律に該当する場合（都市計画課）
- 申請地が生産緑地指定農地である場合　（都市計画課）
- 譲渡人が相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている場合（税務署）

○　農地法第３条許可事務の流れ

・　農業委員会事務局では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

・　農地法第３条許可申請書は**毎月末を締切日として設けております**（月末日が閉庁日の場合、翌開庁日まで受付をします。）。また、**申請書締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間を２８日（閉庁日を除く）と定め、迅速な許可事務に努めております。**

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談

※　農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

［**住所：熊谷市弥藤吾２４５０番地**
妻沼庁舎内　TEL：048-588-9985　］

申請書の記入

※　申請内容に応じて申請書（農業委員会事務局にあります。）をご記入いただきます。

※　農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件があります）。

※　記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。

必要書類の入手

※　別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

申請書提出前の再確認

※　記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

申請書の提出／受付

※　農業委員会事務局までお越しください。

農業委員会の流れ

申請書の提出／受付

申請内容の審査

※　申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。

※　申請内容によっては事前に担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員との事前面談や総会への出席等をお願いする場合があります。

農業委員会（総会）

※　農業委員会（総会）で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

許可（不許可）書の交付

※　農業委員会事務局までお越しください。

農地法第３条申請書添付書類等一覧

●お問い合わせ　　熊谷市農業委員会事務局（妻沼庁舎）　　電話　048-588-9985

必要書類		部数	備　考	☑
申請書	農地法第３条許可申請書	3	①　譲受人が個人又は農地所有適格法人の場合、１頁から６頁までを１部とする。 ②　譲受人が解除条件付き一般法人又は営農型太陽光に伴う地上権設定の場合は１頁から９頁までを１部とする。	□
	別紙３	3	譲受人が農地所有適格法人である場合。	□
添　付　書　類　一　覧				
共通書類	土地全部事項証明書	1	原本、法務局で発行されたもの（３か月以内）。	□
	公図の写し	1	熊谷市資産税課、各行政センター税務係、もしくは法務局にて取得（３か月以内）、申請地を朱書きで明示。	□
	申請地の位置を示す地図	1	申請地の位置がわかるもの。申請地を朱書きで明示。	□
	作付計画書	1	所定様式に記載し提出。	□
場合によって必要とされる書類				
申請資格関係	委任状（代理申請の場合）	1	譲渡人、譲受人双方のもの。譲渡人又は譲受人の片方が手続きを行う場合であっても、手続きを行わない申請人からの委任が必要。	□
	本人確認書類	1	【1点の確認が必要なもの】 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書　等 【2点の確認が必要なもの】 健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書　等 【届出者が法人の場合】 法人の履歴事項全部証明書	□
	譲受人の住民票の写し	1	譲受人が市外居住者の場合又は所有者の土地全部事項証明書の住所が現住所と異なる場合（３か月以内、マイナンバーの記載なし）	□
	民事調停等を証する書面	1	競売や公売、民事調停等による単独行為による申請の場合	□
	在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	1	所有権移転でありかつ、譲受人の国籍が日本ではない場合に提出。	□
別添	資金計画書及び見積書、残高証明書又は融資証明書	1	大農機具（１-２（2））をこれから導入する予定である場合に提出。	□
法人関係	定款又は寄附行為の写し	1	譲受人が法人である場合に提出。	□
	株主名簿（組合員名簿）	1	譲受人が株式会社（農事組合法人）の農地所有適格法人である場合に提出。	□
	地域との役割分担についての確約書	1	解除条件付貸借の場合にあって、農地等の適正な利用を確保するための条件が付されている確約書や契約書の写しを提出。（作成されている場合）	□
	認定発展計画の写し	1	認定経営発展法人が譲渡人の場合に提出。	□
新規就農	確認書及び営農計画書	1	所定様式に記載し提出。	□
	営農計画書	1	所定様式に記載し提出。	□
その他	その他参考になるべき書類	1	申請の内容に応じて求められる書類等。 （例）損益計算書の写し、総会議事録の写し 市外に農地を所有している場合、その市町村の農地台帳　等	□

農地法第３条の規定による許可申請書
記載要領

３部提出 ※1

捨印 捨印
譲渡人 譲受人

農地法第３条の規定による許可申請書

令和　７年　４月　１日 ※2

熊谷市農業委員会会長　あて

＜譲渡人＞ ※3
住所　熊谷市宮町２丁目４７番地１ 認印
氏名　熊谷　太郎
電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

＜譲受人＞
住所　熊谷市弥藤吾２４５０番地 認印
氏名　妻沼　花子
電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

下記農地（採草放牧地）について ※4
所有権
賃借権
使用貸借権
その他使用収益権（　　）
を
設定（期間　　年間）
移転

したいので、農地法第３条第１項に規定する許可を申請します。

記

１　当事者の氏名等

当事者	氏名	生年月日（年齢）	職業及び業種	住所	国籍等	※5 在留資格又は特別永住者	※5 在留期間及び在留期間満了の日	※6 認定経営発展法人
譲渡人	熊谷　太郎	S○.○.○（65）	農家農業	熊谷市宮町○丁目○番地○				
譲受人	妻沼　花子	H○.○.○（30）	会社員製造業	熊谷市弥藤吾○番地	中国	特別永住者		

２　許可を受けようとする土地の所在等　（全部事項証明書等で確認し記入してください。）

所在・地番	地目 登記簿	地目 現況	面積(㎡)	対価、賃料等の額（円）（総額 又は 10a当たりの額）	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 ※7 権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
○○字○○1186番1	田	田	500㎡	10万円			

３　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容及び申請理由 ※8

権利の内容	申請理由
権利の内容：売買 設定の時期：令和○年○月○日 引き渡し時期：令和○年○月○日	譲受人は既に借り受けて営農しており、自己の所有として引き続き営農していくため。

（記載要領）

※１　農業委員会事務局へ申請の際は、申請書を３部御提出ください。１部は農業委員会事務局の保管用、もう２部は審査後、許可書（不許可書）を添付してお返しいたします。なお、農地法３条の許可申請書は個人又は農地所有適格法人による申請の場合、１頁から６頁までを１部とし、除条件付き一般法人又は営農型太陽光が伴う申請の場合は１頁から９頁までを１部としております。

申請人（譲渡人）が複数人に渡り、申請書に書ききれない場合は別紙１を使用してください。また、申請地が複数筆に渡り、申請書に書ききれない場合は別紙２を使用してください。

※２　申請書の提出日を記載してください。

※３　申請者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため、譲渡人及び譲受人双方の次のいずれかを提示するか、写しを提出してください。（有効期間があるものは、その有効期間内のものに限ります。）ただし、代理人が持参する場合は、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を提示ではなく、その写しを提出してください。

【１点の確認が必要なもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書　等

【２点の確認が必要なもの】

健康保険の被保険者証（又は資格証明書）、年金手帳又は在学証明書　等

なお、本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合、個人番号の部分は黒く塗潰す等、番号が見えない加工をした上で提出してください。

また、申請人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、法人の履歴事項全部証明書等（定款又は寄付行為の写しでも可）を添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く）してください。

※４　該当する内容に〇を付してください。「所有権」に〇が付される場合は売買や贈与等により、所有権が変更となる場合です。この場合、後に続く事項は「移転」に〇を付してください。賃料が発生している貸借権の設定（有償）の場合は「貸借権」に〇、賃料が発生していない貸借権の設定（無償）この場合は、「使用貸借権」に〇を付してください。後に続く事項は「設定」に〇を付し、貸借期間を記載してください（民法に従い、設定可能期間の最大は「５０年間」となります）。

※５　「国籍等」は所有権移転の場合に譲受人のみ記入してください。

また、国籍等は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等（日本国籍 の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した 法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。なお、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条の２第３項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。

※６　農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１６条の３第１項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の１の「認定経営発展法人」に〇を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

※７　「所有者の氏名又は名称」については譲渡人の氏名、住所等が登記簿と異なる場合のみ記載してください。「所有権以外の使用収益権が設定されている場合」については、申請地に関して貸借が設定されている場合、その種類（賃貸借か、使用貸借か）及び貸借人の氏名を記載してください。

※８　権利の内容、設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、申請理由等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ　一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞　※9

１－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族を指します。）

			農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地	自作地	市内	6,000	4,500	1,500		
		市外	1,000	500	500		
	貸付地	市内					
		市外					

	所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

			農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地以外の土地	借入地	市内	300		300		
		市外					
	貸付地	市内					
		市外					

	所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

（記載要領）

※９　「自作地」、「貸付地」及び「借入地」（所有地以外の土地）には、市外の農地も含め、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、市外に農地を所有している場合は、その農地がある市町村の農地台帳の写しを提出してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第３条第２項第５号の括弧書きに該当する土地です。

　また、「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

【農地法第３条第２項第５号の括弧書きに該当する土地】

　家族の死亡により農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第３条の許可を受けている土地を指します。

1－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積（既存の耕作地に加え、申請地も含みます。）

	田	畑			樹園地		採草放牧地
作付(予定)作物	米	トマト	キュウリ	ナス			
権利取得後の面積(㎡)	5,500 ㎡	1,500 ㎡	500 ㎡	300 ㎡			

(2) 大農機具又は家畜 ※10

種類／数量		トラクター	コンバイン	管理機	草刈機	
確保しているもの	所有	１台	１台	１台	２台	
	リース					
導入予定のもの	所有					
	リース				１台	
保管（予定）場所		熊谷市〇〇2450番地内の農業用機械格納庫内	同左	同左	同左	

(3) 農作業に従事する者 ※11

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

現　　在：	(農作業経験の状況：２５年　　)
増員予定：	(農作業経験の状況：４年　　)
その他　：	(　　)

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)

現　在　：２人	(農作業経験の状況：１人：農作業歴25年　１人：農作業歴10年)
増員予定：１人	(農作業経験の状況：農業高校卒業者を採用予定　　)

③ 臨時雇用労働力(年間延人数)

現　在　：１人	(農作業経験の状況：田植えに際して臨時雇用。農作業歴2年　)
増員予定：	(農作業経験の状況：　　)

④ 配置の状況 ※12

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
A市、B町、C村	妻沼　花子	A市在住
A市、B町	妻沼　次郎	B町在住

⑤ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

自宅から徒歩で１０分　自宅から１ｋｍ圏内

（記載要領）

※１０　「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。導入予定のものについては、注文票や、契約書等の導入することが分かる資料及び自己資金、金融機関からの借入れ等、資金繰りについて分かる資料を提出してください。

※１１　①は譲受人についての記載事項になります。②は譲受人本人を除く譲受人の親族についての記載事項となります。③は繁忙期などに臨時的に雇用する場合（パート、アルバイト等）の記載事項となります。

※１２　譲受人の所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名 を記載してください。

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(4)-1 農地法その他の農業に関する法令　※13

「有」又は「無」に〇をしてください。

Ⅰ 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無	
① 第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有	無
② 第４条（農地又は採草放牧地の転用の制限）	有	無
③ 第５条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有	無
④ 第42条（措置命令）	有	無

Ⅱ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無	
⑤ 第15条の２（農用地区域内における開発行為の制限）	有	無
⑥ 第15条の３（監督処分）	有	無

Ⅲ 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反の有無	
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有	無

Ⅳ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無	
第24条（使用の禁止）	有	無

(4) -2　(4)-1で「有」の場合　※14

違反の時期	内容

(4) -3　過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後３年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等　※15

該当の有無		行為の時期	内容	理由
有	無			

(5) その他の考慮すべき事項

（「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。）

（記載要領）

※１３　権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等について各法令に対する違反の有無に〇を付して申告してください。

【参考】

（1）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

① 第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）の違反

農地を農地のまま第三者に権利の移転、（貸借権の）設定する場合、農業委員会の許可を得なければならない。

偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。

② 第４条（農地の転用の制限）の違反

自己が所有する農地を農地以外の利用（転用）をする場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 第５条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の違反

自己が所有する農地を農地以外の利用（転用）をする目的で第三者に権利の移転、（貸借権の）設定する場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

（４条、５条の違反例：農地を住宅や資材置場、駐車場等の耕作の用に供さない利用。）

第４条又は第５条の違反については農地法第５１条第１項（違反転用に対する処分）第２号から第４号に該当する者も含めて記載してください。

④ 第４２条（措置命令）の違反

市町村長は周辺の地域における営農条件に著しい支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべき命令をすることができる。

（支障例：農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積、農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育、地割れ、土壌汚染等）

（2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

⑤ 第１５条の２（農用地区域内における開発行為の制限）の違反

農用地区域内において開発行為を行う場合、都道県知事の許可を得なければならない。

⑥ 第１５条の３（監督処分）の違反

都道府県知事等は第１５条の２の違反者に対して開発行為の中止、復旧措置を講じる命令をすることができる。

（3）種苗法（平成 10 年法律第 83 号）の違反

新品種を作成した人（育成者）の登録品種等を無断で増やす、販売、譲渡、輸出をする、同登録品種を使用して別品種を作成することはできない。

（4）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の違反

使用する農薬については、容器又は包装に同法第１６条の規定による表示のある農薬、又は農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬）以外の農薬を使用してはならない。

※１４　許可申請日から起算して過去３年分の状況等について記載してください。なお、Ⅰの①については違反状態が是正されたものも含めて記載し、②③④については許可申請日現在の状況を記載してください。

※１５　農地法第３条第１項許可を得て取得した農地を一度も耕作することなく、権利取得後３年以内に第三者にその権利を移転、又は（貸借権の）設定している場合に記載してください。

＜農地法第３条第２項第２号関係＞

２　農地所有適格法人としての事業等の状況（該当に「✓」をしてください。）

☑　譲受人が個人の申請であるため、同項第２号には該当しません。

☐　譲受人が農地所有適格法人以外の法人（解除条件付一般法人）であるため同項第２号には該当しません。（申請書追加記載事項を記載し提出してください。）

☐　譲受人が農地所有適格法人であるため、別紙３の「農地所有適格法人としての事業等の状況」を提出します。（別紙３を記載し提出してください。）

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　信託契約について（該当に「✓」をしてください。）

☑　本申請は信託の引き受けによる農地法第３条第２項第１号に掲げる権利取得ではありません。

☐　本申請は信託の引き受けによる農地法第３条第２項第１号に掲げる権利取得です。

信託契約の内容（信託の引き受けによる権利取得の場合、記載してください。）

＜農地法第３条第２項第４号関係＞

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況　※16

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職　業	権利取得者との関係（本人又は世帯員等）	農作業への年間従事日数	備　考
妻沼　花子	５０	農家	本人	２００日	
妻沼　次郎	５５	農家	夫	１５０日	
妻沼　未来	２５	会社員	子	５０日	

（記載要領）

※１６　「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族及び当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族を指します。

　備考欄には、農作業への従事日数が年間 150 日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は〇を記載してください。

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに「✓」を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

６　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保状況　※17

（1）周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

売買契約を締結する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。 また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従い、地域の水利調整や、農地の利用調整についても遵守し協力します。

（記載要領）

※１７　集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。

作 付 計 画 書

土地の表示	登記地目	現況地目	地積(㎡)	現況の状況	作付計画 (2～3 年先までの計画)	収量収量 (ｋ ｇ/10a)
○○字○○1186番1	田	田	500	水田	米・麦	540

上記のとおり作付けすることを確約いたします。

熊谷市農業委員会会長　様

令和　○　年　○　月　○　日

住　所　熊谷市弥藤吾○番地

氏　名　妻沼　花子

農地法第３条の申請書追加記載事項
記載要領

（譲受人が解除条件付き一般法人又は営農型太陽光に伴う地上権設定の設定の場合提出）

Ⅱ　使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項　（申請書追加記載事項）※18

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

契約書（P.○）参照。

＜農地法第３条第３項第２号関係＞

７　地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。※19

○○集落の農家で行う地域の営農に関する会議には必ず出席します。
また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。
この他、地域農家で取り組む共同作業などがあれば参加します。

（記載要領）

※１８　農地法第３条第３項第１号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

※１９　農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。地域との役割分担について農業委員会や都道府県知事と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合等は、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

＜農地法第３条第３項第３号関係＞

８　その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名　　妻沼　花子
(2) 役職名　代表取締役
(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況
その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：　年　６か月
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：　年　０か月（直近の実績）
年　６か月（見込み）

Ⅲ　特殊事由により申請する場合の記載事項

９　以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに「✓」を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

□　その取得しようとする権利が地上権(民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合　※20

□　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第２項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第１項第１号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

□　権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合　※21
（景観法（平成16年法律第110号）第56条第２項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに「✓」を付し、Ⅰの１－２(効率要件)及び(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

□　権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

□　地方公共団体（都道府県及び地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

□　教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（記載要領）

※２０　事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

※２１　景観法（平成16年法律第110号）第56条第２項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。

(3) 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに「✓」を付し、Ⅰの２(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

□　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

□　乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合　※22

□　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

(欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。)

（記載要領）

※２２　この場合の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

(1) その行う事業が左記の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の４分の３以上を占めるもの

(2) 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

【MEMO】

別　紙　関　係

（農地所有適格法人の場合は別紙３を提出）

農地法第３条の規定による許可申請書（申請人：別紙１）

１　当事者の氏名等

（譲渡人が多く、「２　当事者の氏名等」に書ききることができない場合、使用ください。）

当事者	氏名	生年月日（年齢）	職業及び業種	住所	電話番号	認定経営発展法人
譲渡人						

農地法第３条の規定による許可申請書（別紙２）

２　許可を受けようとする土地の所在等

（申請筆が多く、「２　許可を受けようとする土地の所在等」に書ききることができない場合、使用ください。）

所在・地番	地目		面積(㎡)	対価、賃料等の額（円）（総額 又は 10a当たりの額）	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙３）

＜農地法第２条第３項第１号関係＞　（以下、農地所有適格法人のみ記入）

１－１　事業の種類

区分	農業　※23		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物　※24	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後(予定)	同上	同上	同上

１－２　売上高　※25

年度	農業	左記農業に該当しない事業
３年前(実績)	6,700,000	200,000
２年前(実績)	6,800,000	200,000
１年前(実績)	7,200,000	200,000
申請日の属する年(実績又は見込み)	7,800,000	200,000
２年目(見込み)	7,900,000	200,000
３年目(見込み)	7,900,000	200,000

＜農地法第２条第３項第２号関係＞

２　構成員全ての状況

(1)　農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)　※26

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	※27 国籍等	※27 在留資格又は特別永住者	議決権の数 株主総会	議決権の数 種類株主総会	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況 農地等の提供面積(㎡) ※28 権利の種類	農地等の提供面積(㎡) ※28 面積	農業への年間従事日数 直近実績	農業への年間従事日数 見込み	農作業委託の内容
熊谷　一郎		日本		４０		所有権	10,000 ㎡	240 日	240 日	耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀
江南　二郎		日本		３０				200 日	200 日	
大里　三郎		フランス	在留資格	２０				100 日	100 日	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：　２４０日

（記載要領）

※２３　「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

⑴　その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ　農業生産に必要な資材の製造

エ　農作業の受託

オ　農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

⑵　農業と併せ行う林業

⑶　農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

※２４　「１－１事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の５０％を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も５０％を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載してください。

※２５「１－２売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「１年前」から「３年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前３事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「３年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする３事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

※２６「２⑴農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

※２７　「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍」等の各欄には所有権を移転する場合のみ記載してください。ただし、総株主の議決権の１００分の５以上を有する株主又は出資の総額の１００分の５以上に相当する出資をしている者に限ります。

国籍については本記載要領の「記載要領　※５」を参照してください。

※２８　農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「２⑴農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者） ※29

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等		議決権の数	
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会
妻沼　四郎	熊谷市〇番地〇	フランス	在留資格	１０	

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	９０		９０％	
(2) 農業関係者以外の者	１０		１０％	
計				

＜農地法第２条第３項第３号及び４号関係＞

３　理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
熊谷　一郎	熊谷市〇番地〇	国籍等については**記載要領※5**を参照してください。		代表取締役	240 日	240 日	200 日	200日
江南　二郎	熊谷市〇番地〇			取締役	200 日	200 日	180 日	180日
大里　三郎	熊谷市〇番地〇	フランス	在留資格	取締役	100 日	100 日	80 日	80日

４　重要な使用人の農業への従事状況　※30

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
		国籍等については**記載要領※5**を参照してください。						

（記載要領）

※２９　構成員であることを証明する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第５条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

※３０　３の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則１５０日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第８条に規定する日数（原則６０日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

【MEMO】

新規就農関係

（新規就農者の場合、確認書及び営農計画書を提出）

こちらのチェック表は提出は不要です。
新規就農するにあたって自己確認用として
ご使用ください。

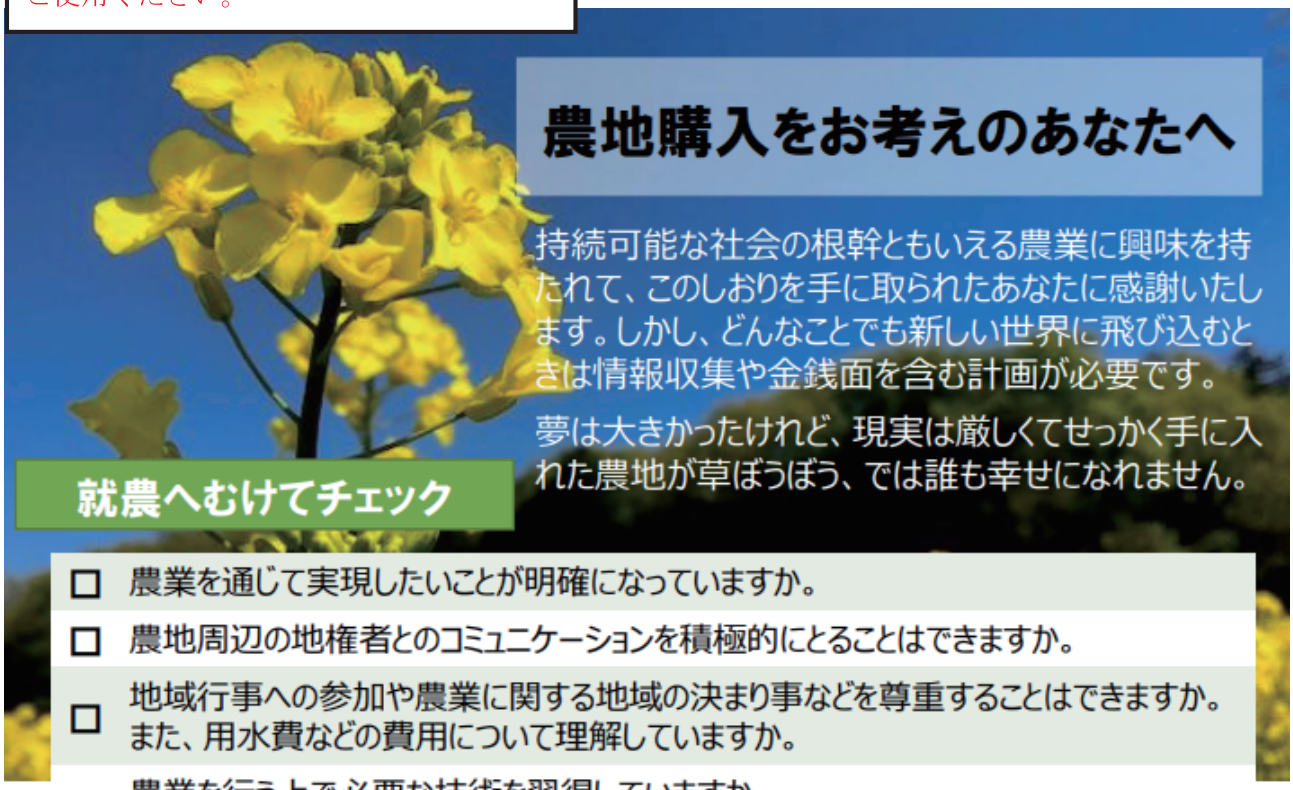

農地購入をお考えのあなたへ

持続可能な社会の根幹ともいえる農業に興味を持たれて、このしおりを手に取られたあなたに感謝いたします。しかし、どんなことでも新しい世界に飛び込むときは情報収集や金銭面を含む計画が必要です。

夢は大きかったけれど、現実は厳しくてせっかく手に入れた農地が草ぼうぼう、では誰も幸せになれません。

就農へむけてチェック

- ☐ 農業を通じて実現したいことが明確になっていますか。
- ☐ 農地周辺の地権者とのコミュニケーションを積極的にとることはできますか。
- ☐ 地域行事への参加や農業に関する地域の決まり事などを尊重することはできますか。また、用水費などの費用について理解していますか。
- ☐ 農業を行う上で必要な技術を習得していますか。または技術習得の目途はたっていますか。
- ☐ どのような農業経営を行うか（栽培品目、経営面積）などが定まっていますか。
- ☐ 自己資金をふくめた資金計画を立てていますか。
- ☐ 収穫物の販売など、農作物をお金にするためのビジョンがありますか。
- ☐ 技術を磨いたり、自身の農業への適性を知ったりするためには、いきなり農地を買うのではなく、農地を借りることから始めることも可能なことを御存じですか。
- ☐ 農地の所在や面積等によっては許可ができない場合もあることを御存じですか。
- ☐ 兼業（半農半X）の場合、農業と他の仕事とのバランスを考慮していますか。
- ☐ 営農に必要な農機具等の準備や必要な免許の取得などはできていますか。
- ☐ 従事日数や自宅からの距離（農機具運搬を含む）に無理はありませんか。

不安がある場合は、話を進める前に関係機関へ相談することをお勧めします。

技術指導・法人化	補助金・指導者紹介	農地集積・就農手続き
埼玉県大里農林振興センター 住所 久保島1373-1 電話 048-523-2814	熊谷市農業政策課 住所 弥藤吾2450 電話 048-588-9990	熊谷市農業委員会 住所 弥藤吾2450 電話 048-501-5501

CAUTION

農地法第３条による農地取得は、農地を農地として有効に利活用していくためという目的に限られています。
開発を伴う計画をお持ちの方は農地法第４条又は第５条による転用による取得となりますのでご注意下さい。

確　　認　　書

熊谷市農業委員会長　あて　（新規就農者である場合、提出してください。）

今般の農地法３条申請に伴う農地の取得に際し次の事項を確認しました。

（以下の事項をご確認の上、☑を付してください。）

☑　農地法３条の趣旨を理解し、取得地について不動産の投機目的ではなく、耕作の用に供すること

☑　農地取得後については、農地取得者が主体となって耕作をすること

☑　近隣農地所有者及び地域の農業上の取り決め等があるか確認し、トラブルとならないよう事前の意思疎通を十分に行うこと

土地の所在	地目	取得面積合計
○○字○○1186 番 1　他 3 筆	田	５００ ㎡
他　筆	畑	㎡

申請者（譲受人）　（タイプ打ちではなく自署してください。）

住　　所　熊谷市弥藤吾○番地

氏　　名　妻沼 花子　（自署）

営　農　計　画　書

令和　○　年　○　月　○　日

申請人（譲受人）

住　所　熊谷市弥藤吾○番地

氏　名　妻　沼　花　子

1 経営の特色	(1) 作物構成	米及びネギ、ブロッコリー															
	(2) 経営方針の概要	露地野菜を中心に低農薬栽培で生産し、徐々に経営規模を拡大したい。															
2 技術内容	農業経験年数	25　年															
	農業研修等	埼玉県農業大学校（H○○～H○○）、農地所有適格法人○○○（H○○～現在まで）															
3 経営規模	(1) 労 働 力	氏　名		年齢	続柄	氏　名		年齢	続柄								
		妻沼花子		50	本人	熊谷未来		25	子								
		妻沼次郎		55	夫												
	(2) 経営土地面積 ※熊谷市内の農地のみを記入。	区　分	所有地			借入地		経営面積									
			自作地①	貸付地②	その他③	耕作中の土地④	その他⑤	①＋④									
		田	㎡	㎡	㎡	㎡ 2,000	㎡	㎡ 2,000									
		畑				4,000		4,000									
		樹園地															
		計				6,000		6,000									
		採草放牧地															
4 経営形態	(1) 作物構成	区　分	面積(㎡)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		米	2,000		種まき	植付け		防除			収穫						
		ネギ	3,000	種まき			植付け			防除			収穫				
		ブロッコリー	1,000				種まき	植付け		防除				収穫			
	(2) 年間作物及び労働力配分	氏　名	日　数	氏　名	日　数												
		妻沼花子	200	妻沼未来	50												
		妻沼次郎	150														
	(3) 通作距離及び所要時間	距　離	往　1　km	復　1　km													
		経　路	自宅　～　借入地														
		所要時間	往復　徒歩　時間　10　分														

熊谷市内の農地のみ記入してください。

<table>
<tr><td rowspan="10">５基本装備</td><td rowspan="2">(1)建　　物</td><td>種　類</td><td>農業用物置</td><td>農業用作業所</td><td>農機具置場</td><td>ビニールハウス</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>面積(㎡)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)機　　械</td><td>種　類</td><td>トラクター</td><td>耕耘機</td><td>田植機</td><td>トラック</td><td>防除機</td><td></td></tr>
<tr><td>台　数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3)永年作物</td><td>種　類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>面積(㎡)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(4)家　　畜</td><td>種　類</td><td>肥育牛</td><td>乳牛</td><td>豚</td><td>鶏</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>頭(羽)数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">(5)上記装備の購入見積額及び資金手当の方法</td><td colspan="5">農業用作業場は地主さんから借りる予定</td></tr>
<tr><td rowspan="11">６経営試算
（熊谷市分のみ記入。熊谷市以外に経営農地がある場合は、別紙に全体の経営規模、経営試算、その他を記入。）</td><td rowspan="8">(1)農業粗収入</td><td>作　　物</td><td colspan="2">作付面積</td><td colspan="2">生 産 量</td><td colspan="2">粗生産額</td></tr>
<tr><td>米</td><td>2,000</td><td>㎡</td><td>700</td><td>kg</td><td>150,000</td><td>円</td></tr>
<tr><td>ネギ</td><td>3,000</td><td>㎡</td><td>500</td><td>kg</td><td>3,150,000</td><td>円</td></tr>
<tr><td>ブロッコリー</td><td>1,000</td><td>㎡</td><td>800</td><td>kg</td><td>1,000,000</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td><td>kg</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td><td>kg</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td><td>kg</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td><td>kg</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2)農業経営費</td><td>30</td><td>万円</td><td>種苗費</td><td>100,000</td><td>円</td><td>農薬費</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【特記事項】</td><td></td><td></td><td>50,000</td><td>円</td><td>肥料費</td><td>80,000</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>10,000</td><td>円</td><td>小作費</td><td>60,000</td><td>円</td></tr>
<tr><td>(3)経営成果</td><td colspan="7">400　　万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">７その他参考事項</td><td colspan="7">現在の年間所得額　　100　　万円</td></tr>
<tr><td colspan="7">現在の職学及び地位</td></tr>
<tr><td>※新規就農者で記述する事項があれば記入</td><td colspan="7">（収穫した作物を出荷等はせず、自家消費する場合はその旨を記載してください。）</td></tr>
</table>

熊谷市内の農地のみ記入してください。

熊谷市内の農地分のみ記入してください。

〔注〕 ①　１経営の特色・・・欄内に書ききれない場合は別紙添付してください。
②　２技術内容・・・・農業研修等において技術の修得に対する考え方等を別紙添付してください。
③　４の(2)年間作物及び労働力配分・・・月別労働配分表を別紙添付してください。
④　市外でも農業経営を行っている場合は別紙もご記入ください。

【別紙】　　熊谷市以外で農業経営を行っている場合は、経営全体の状況をご記入ください。

<table>
<tr><td rowspan="6">経営規模</td><td rowspan="3">(1)労 働 力</td><td>氏　　名</td><td>年齢</td><td>続柄</td><td>氏　　名</td><td>年齢</td><td>続柄</td></tr>
<tr><td>妻沼花子</td><td>50</td><td>本人</td><td>熊谷未来</td><td>25</td><td>子</td></tr>
<tr><td>妻沼次郎</td><td>55</td><td>夫</td><td>太田三郎</td><td>55</td><td>伯父</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2)経営土地面積
※熊谷市以外の経営面積も含んだ全体の面積を記入。</td><td>区　分</td><td colspan="3">所　有　地</td><td colspan="2">借　入　地</td><td>経営面積</td></tr>
<tr><td></td><td>自作地①</td><td>貸付地②</td><td>その他③</td><td>耕作中の土地④</td><td>その他⑤</td><td>①＋④</td></tr>
<tr><td>田</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="5">経営試算
（熊谷市以外の農地を含んだ全体の試算）</td><td rowspan="8">(1)農業粗収入</td><td>作　　物</td><td colspan="2">作付面積</td><td>生 産 量</td><td colspan="2">粗生産額</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">㎡</td><td>kg</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">㎡</td><td>kg</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">熊谷市内＋市外の農地（全経営農地）を記入してください。</td><td>kg</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">㎡</td><td>kg</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2)農業経営費</td><td></td><td>万円</td><td>種苗費　　円</td><td colspan="2">農薬費　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【特記事項】
熊谷市内＋市外の農地（全経営農地）分を記入してください。</td><td>費　　円</td><td colspan="2">肥料費　　円</td></tr>
<tr><td>費　　円</td><td colspan="2">小作費　　円</td></tr>
<tr><td>(3)経営成果</td><td colspan="6">万円</td></tr>
<tr><td>市外の農地と基本装備を共用の有無、共用する場合の運搬などの方法、労働力の配分状況などを記入。</td><td colspan="7">太田市に農地を〇〇〇〇㎡所有しており、基本装備のうち〇〇はトラックを使って運搬し、共用する。また、〇〇については、熊谷市〇〇に農機具倉庫を借りる。また、労働力については、太田三郎について、太田の農作業のみに従事し、他の者は太田及び熊谷の農作業に従事する。</td></tr>
</table>

農地法第３条許可申請取下（取消）願

捨印　譲渡人　　捨印　譲受人

取下願

１部提出

地法第３条の規定による許可申請書の取下願

年　　月　　日

申請日（提出日）を記入してください。

熊谷市農業委員会会長　　あて

申請人
（譲渡人）住　所　熊谷市宮町〇丁目〇番地〇
氏　名　熊谷　太郎　認印

（譲受人）住　所　熊谷市弥藤吾〇番地
氏　名　妻沼　花子　認印

農地法３条申請と同様の申請者を記入してください。

農地法第３条の規定による許可申請書を農業委員会事務局に提出した日を記入してください。

令和〇年〇月〇日付けで申請いたしました農地法第３条の規定に基づく許可申請書については、下記理由等により取下げいたします。

記

1　取下げ理由　申請を取下げる必要が生じた理由を記入してください。

売買価格の折り合いがつかなくなったため。

2　土地の表示　３条申請で記入した申請地について記入してください。

西城字東田1186番1　田　500㎡

3　申請目的　３条申請で記入した申請理由を記入してください。

譲受人は既に借り受けて営農しており、自己の所有として引き続き営農していくため。

（注意）　(1)取下願は、農業委員会事務局窓口に提出のこと。
(2)農地法第３条の規定による許可申請書の取下げ願は連署のこと。

なお、申請された農地法第３条の規定による許可申請書については添付書類も含めて返却します。ただし、取下げることができるのは、総会で審議前までです。総会審議後は取消しの手続きとなります。

取消願

捨印　捨印
譲渡人　譲受人

農地法第３条の規定による許可申請書の取消願

１部提出

年　月　日

申請日（提出日）を記入してください。

熊谷市農業委員会会長　　あて

申請人
（譲渡人）住　所　熊谷市宮町〇丁目〇番地〇
氏　名　熊谷　太郎　認印

（譲受人）住　所　熊谷市弥藤吾〇番地
氏　名　妻沼　花子　認印

農地法３条申請と同様の申請者を記入してください。

農地法第３条の規定による許可申請書を農業委員会事務局に提出した日を記入してください。

令和〇年〇月〇日付けで申請いたしました農地法第３条の規定に基づく許可申請書については、下記理由等により取消し願います。

記

１　取消し理由　許可を取消す必要が生じた理由を記入してください。

譲受人が急死し、耕作できる状態でなくなったため。

２　土地の表示　３条許可地について記入してください。

西城字東田1186番1　田　500㎡

３　申請目的　３条申請で記入した申請理由（4頁の3）を記入してください。

譲受人は既に借り受けて営農しており、自己の所有として引き続き営農していくため。

（注意）　(1)取消願は、農業委員会事務局窓口に提出のこと。
(2)農地法第３条の規定による許可申請書の取消願は連署のこと。

（留意事項）
・申請された農地法第３条の規定による許可申請書については添付書類も含めて返却できません。
・取消しができるのは、所有権移転登記をしておらず、連署を以て取消願が提出された場合のみ認められます。
・取消しを求める場合、譲受人及び譲渡人双方に交付した許可書を農業委員会事務局に返却してください。